

自衛官募集に関する通達その他

目次

- 自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)
2021年2月5日付 防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長)
- 募集相談員の設置について(通達) 防人2第2021号 昭和53年4月27日
事務次官 (最終改正 平成18年12月25日)
- 募集相談員の設置について(通達) 陸幕募第72号 昭和53年6月1日
陸上幕僚長 (最終改正 令和7年2月21日陸幕援護第34号)
- 自衛隊地方連絡部に対する適齢者情報の提供について(依頼)
人2第7516号 平成15年9月8日 防衛庁人事教育局長
- 自衛官の募集事務に係る都道府県知事及び市町村からの提供を受ける適齢者情報の取扱いについて(通達)
防人2第4031号 15.4.24 事務次官 (最終改正 18.12.25)
- 高等学校新規卒業予定者に対する募集広報について(通達)
昭57.4.19 陸幕募第46号
- 高校職業紹介業務のフローチャート(高校) 北海道教育委員会ホームページ
- 学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱い確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針
平成16.11.11 文部科学省告示第161号 文部科学大臣

防人育第1450号
総行住第12号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

陸上幕僚長殿

事務次官

募集相談員の設置について（通達）

組織募集体制については、昭和41年「組織募集推進要領」を制定して以来、逐年その整備充実に努めてきているところであるが、特に募集相談員は、自衛官等の募集はもとより防衛基盤の育成にも貢献しており、その役割は極めて重要である。

しかしながら、現在、募集相談員の委嘱方式、委嘱基準、依頼内容等が地域により区々となっており、運営等の面で形骸化し、又は支障を生じている点も見受けられる。

このため、今後の募集相談員の役割の一層の充実に図り、安定した入隊者の確保と募集基盤の育成を図るために、今回、全国的なレベルでの募集相談員の設置基準を下記のとおり定めたので、遺漏のないよう実施されたい。

記

1 協力依頼の内容

募集相談員に対しては当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行う募集のための一般的及び個別的広報に対する援助を依頼するものとする。

2 委嘱

(1) 委嘱者

募集相談員は、地方協力本部長があらかじめ市区町村長と調製の上、両者の連名で委嘱することとする。ただし、連名により委嘱することが困難な場合又は適当でない場合には、市区町村長又は地方協力本部長のいずれかの職名で委嘱するものとする。

(2) 選定基準

イ 募集相談員は、防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の事情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人を選定するよう配慮するものとし、いたずらに形式的なものに流れることのないよう留意するものとする。

ロ 募集相談員の人員については、一つの地域に偏重することを避けるため原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するものとする。

ハ 任期

委嘱の日から2箇年を基準とする。ただし、再委嘱は、妨げない。

3 会議等

地方協力本部長は、募集相談員に対する協力依頼及び募集状況等の説明のため、必要の都度会議等を実施し、常に密接な関係を保つように努めることとする。

4 その他

募集相談員に関し必要な細部事項は、陸上幕僚長が定めるものとする。


募集相談員基準数

		基準数	備考
北部方面隊	札幌	330	
	函館	120	
	旭川	230	
	帯広	220	
	小計	900	
東北方面隊	青森	250	
	岩手	260	
	宮城	200	
	秋田	160	
	山形	180	
	福島	260	
	小計	1,310	
東部方面隊	茨城	190	
	栃木	170	
	群馬	180	
	埼玉	280	
	千葉	270	
	東京	550	
	神奈川	270	
	新潟	340	
	山梨	110	
	長野	200	
	静岡	260	
	小計	2,820	
中部方面隊	富山	90	
	石川	110	
	福井	90	
	岐阜	200	
	愛知	310	

		基準数	備考
中部方面隊	三重	190	
	滋賀	80	
	京都	160	
	大阪	350	
	兵庫	310	
	奈良	90	
	和歌山	160	
	鳥取	60	
	島根	130	
	岡山	190	
	広島	220	
	山口	200	
	徳島	100	
	香川	80	
	愛媛	180	
	高知	170	
小計	3,470		
西部方面隊	福岡	300	
	佐賀	100	
	長崎	220	
	大分	160	
	熊本	220	
	宮崎	150	
	鹿児島	320	
	沖縄	150	
	小計	1,620	
合計	10,120		

自衛官募集相談員委嘱状等の様式

1 委嘱状


 あなたを自衛官募集相談員に委嘱します。
なお、委嘱の期間は、委嘱の日から二箇年とします。

令和 年 月 日

〇 〇 市(区町村)長 殿
自衛隊 〇 〇 地方協力本部長 殿

〇 〇 自相委第 〇 〇 号
委 嘱 状
〇 〇 〇 〇 殿

2 標 札

 自衛官募集相談員

20cm

6cm

募集相談員の設置について（通達）

陸幕募第72号
昭和53年6月1日

改正 平成元年2月10日陸幕法第25号 平成6年5月24日陸幕募第59号
平成18年7月28日陸幕人計第355号 平成18年12月25日陸幕募援第130号
平成21年2月3日陸幕法第10号 平成31年4月19日陸幕法第133号
令和7年2月21日陸幕援護第34号

各方面総監 殿

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規 23)

募集相談員の設置について（通達）

(募援定第250号)

標記について、別添によるほか、細部については、下記により実施されたい。

記

1 委 嘱

(1) 選定基準の細部

各地方協力本部（以下「地本」という。）における募集相談員選定は、募集相談員が一つの地域に偏重することを避けるため、原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で行うものとする。

(2) 既に委嘱している募集相談員の委嘱期間については、各地本の実情に応じ、無理を生じない方法により、別添に定める基準期間（2か年）に移行するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第3

関連文書：防人2第2021号（53.4.27）

人2第2022号（53.4.27）

配布区分：自衛隊各地方協力本部長

- (3) 委嘱に当たっては、別紙第1に示す様式の委嘱状及び自衛官募集相談員標札を募集相談員に対し交付するものとする。
- (4) 募集相談員に期待することは、あくまで個人の立場での募集協力であり、募集相談員制度が名目的なもの、あるいは政治的活動の場等とならないよう留意するものとする。


2 記録・報告

- (1) 地本長は、募集相談員の委嘱及び募集協力の状況把握のため、募集相談員台帳（別紙第2）を作成する。本台帳の保存期間は、募集相談員の身分を解かれた日に係る特定日以後3年とする。
- (2) 方面総監は、翌年度4月25日までに募集相談員の活動状況（別紙第3）1部を陸上幕僚長に報告するものとする。本活動状況の保存期間は、1年とする。（募援定第250号）

自衛官募集相談員委嘱状等の様式


1 委嘱状

〇〇自相委第〇〇号
委 嘱 状
〇 〇 〇 〇 殿

 あなたを自衛官募集相談員に委嘱します。
なお、委嘱の期間は、委嘱の日から二年とします。

令和 年 月 日
〇 〇 市(区町村)長 印
自衛隊〇〇地方協力本部長 印

2 標 札

 自 衛 官 募 集 相 談 員

20cm

6 cm

募集相談員台帳(様式)

一連 番号	氏名	委嘱期間	委嘱形態	活動記録等	摘要
例	〇〇 〇〇	〇.〇.〇~〇.〇.〇	連名委嘱 市町村長委嘱 地本長委嘱	〇〇情報の提供	

寸法：日本産業規格A4

陸上幕僚長 殿

発簡簡者
(公印省略)

令和〇年度募集相談員の活動状況
(募援定第250号)

1 募集相談員数

項目	区分	総数	連名委嘱数	市町村委嘱数	地本長委嘱数	摘要
募集相談員数		()	()	()	()	

※ () 内は、新規委嘱数を内数で示すこと。

2 募集相談員の活動状況

		総数	摘要
提供情報等	募集広報実施回数		
	総件数		
	受験者数		
	入隊者数		

寸法：日本産業規格A4

都道府県募集事務主管部長 殿

防衛庁人事教育局長

自衛隊地方連絡部に対する適齢者情報の提供について（依頼）

- 1 自衛官の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を確保できているところですが、これも、関係各位の自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。
- 2 御承知のとおり、都道府県知事及び市町村長各位におかれましては、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 9 7 条の規定に基づく法定受託事務として、自衛官の募集事務の一部を行うこととされております。このため、防衛庁といたしましては、標記に関し、自衛隊法施行例（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 2 0 条の趣旨を踏まえ、「地方公共団体による自衛官の組織募集の推進について（依頼）」（人 2 第 2 1 9 3 号（平成 1 2 年 4 月 1 日））により、依頼申し上げているところですが、本年 4 月 2 4 日、個人情報の取扱いについてはより慎重を期すとの観点から、防衛庁長官の命により発出した事務次官通達によりまして、自衛隊地方連絡部が自衛官の募集事務に関し都道府県知事及び市町村長各位から提供を受ける適齢者情報につきましては、今後、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の 4 つの情報に限定することとしたところです。
つきましては、貴都道府県におかれましても、自衛隊地方連絡部に対し提供いただく適齢者情報については、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の 4 つの情報に限定いただくとともに、貴都道府県内の市町村に対しましても、周知方よろしくお願い申し上げます。
- 3 今後とも、自衛官の募集に関する御理解、御協力をお願い申し上げます。

添付書類：人 2 第 2 1 9 3 号（1 2 . 4 . 1）

写送付先：陸上幕僚長

防人2第4031号
15.4.24
最終改正18.12.25

陸上幕僚長 殿

事務次官

自衛官の募集事務に係る都道府県知事及び市町村長から提供を受ける適齢者情報の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり定められたので、防衛庁長官の命により、通達する。

記

個人情報の取扱いについては、より慎重であるべきことから、自衛官の募集事務の実施のために自衛隊地方協力本部が都道府県知事及び市町村長から提供を受ける適齢者情報（以下「適齢者情報」という。）について、自衛官の募集事務を実施する上で必要最小限のものに止めるべき旨、平成14年11月に開催された募集担当者会議において指示がなされたところである。

今般、より適切な募集事務の実施を確保するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定において、国の機関が市町村長に対し閲覧を請求することができることとされている事項が、同法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項（氏名、出生の年月日、男女の別、住所等）に限られていることを踏まえ、適齢者情報については、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4つの情報に限定することとした。

陸上幕僚長においては、この旨を自衛隊地方協力本部その他の募集担当部局に周知徹底するとともに、都道府県及び市町村に対し、この趣旨の徹底のため、所要の調整等の措置を講じられたい。

昭57.4.19陸幕募第46号

高等学校新規卒業予定者に対する募集広報について（通達）

標記について、かねてより実施時期及び方法等について留意してきたところであるが、昭和57年4月8日文部・労働両省の主管課長から人事教育局人事第2課長に対し口頭申し入れが行われたので、その要旨及びその際の口頭回答要旨を別紙のとおり送付する。

なお、基本的考え方は従来と異なるものではないが、今後さらに、各都道府県自衛官募集担当課、教育委員会等との連携を密にし、2士募集対象校を計画的に訪問し、所要の自衛官募集が行えるよう協力依頼を実施するなど、遺憾のないよう業務をすすめられたい。

添付書類：別紙第1、別紙第2

別紙第1

文部省職業教育課長・労働省業務指導課長の防衛庁 人事第2課長への口頭申し入れ（要旨）

昭和57年4月8日

高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集について

文部・労働両省においては、かねてから高等学校新規卒業者の就職に関し、民間事業所等に対して、募集・選考開始の期日を厳守することをはじめ、家庭訪問を行わないなど、秩序ある求人活動が行われるよう指導を行ってきているところである。

自衛官の募集については、防衛庁が自衛隊法に基づいて行えることになっているが、文部・労働両省としては、高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。

なお、文部・労働両省は高等学校において自衛官の募集についても、民間事業所等と同様公平に取り扱うよう、今後とも都道府県教育委員会等の関係機関に対して指導の徹底を努めていきたい。

防衛庁人事教育局人事第2課長から文部省職業
教育課長・労働省業務指導課長への口頭回答（要旨）

昭和57年4月8日

高等学校新規卒業予定者に係る自衛官の募集について

- 1 自衛官の募集については、職業安定法の適用を除外され、自衛隊が自ら募集を行うこととされている。したがって、自衛官募集は本来自衛隊が自衛隊法等に基づく独自の組織により自己の責任においてこれを全面的に行うべきものであって、民間事業所等の求人活動とは異なるものである。
- 2 募集対象が新規高校卒業予定者である場合は、在学中のことであり、基本的には所定の時期に学校を通して学校の協力の下に募集活動を行うことが望ましいと考えているが、多くの学校において協力を断られたり、十分な協力を得られにくい現状にあるため、自衛隊としては家庭訪問等により直接個々に広報せざるを得ないのが実情である。

募集活動については従来から行き過ぎがないように指導してきたところであるが、今後とも一層留意してまいりたい。

- 3 文部・労働両省におかれては、このような実情を御理解いただき、学校を通しての学校の協力の下に所要の自衛官募集が行えるよう特段の御配慮を願いたい。

なお、自衛隊においては、学校の十分な理解と協力が得られるよう今後とも各学校当局に働きかけてまいりたい。

自衛隊は年間2万人を超える新規隊員を募集しているが、良質隊員を確保するためには、新規高校卒業予定者に対する募集努力を続けなければならないので、この点御理解と御協力を賜りたい。

<労働所職業安定局「職業行政安定手引」(平5.2.6) 抜すい>

新規学校卒業者の職業紹介 (参考資料)

第1章 新規学校卒業者の職業紹介業務における基本的事項

第1節 基本的事項

1 新規学校卒業者の職業紹介の意義

新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要があり、また求人者に対しても就職者が職場でその能力が十分に発揮されるような受入体制の整備についての指導を行う特別な配慮を必要とし、さらに就職後においても、新規学校卒業者に早期かつ安易な離転職の傾向もみられるため、その職業への適応性の増大をはかり、立派な職業人、社会人としての育成のための接助を行っていく必要がある。

一方、新規学校卒業者の需給関係は、そのひっ迫に加え、地域間において非常な不均等があり、これに対処し適格な職業紹介を行うためには、職業安定機関が中心となって全国的視野からその需給の調整等を行い、業務の円滑な推進をはかっていく必要がある。

このように、新規学校卒業者の職業紹介は、新規学校卒業者個人にとってもまた社会的にも非常に重要な意義を有しているものであり、その業務の運営にあたっての職業安定機関に課せられた使命は非常に大きいといえよう。

2 新規学校卒業者職業紹介業務の取扱範囲

(1) 新規学校卒業者の職業紹介において、取扱いの対象となる「新規学校卒業者」は、学校教育法第1条の規定による中学校、高等学校(以下「高校」という。)、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校及び養護学校(盲学校、聾学校、養護学校にあたっては、その中学部及び高等部とする。以下同じ。)の新規卒業予定者及び卒業生の4月末日(新規学校卒業者の職業紹介特別取扱期間)まで求職活動を続ける新規卒業者とする。

なお、上記の学校の一般在学生及び卒業生並びに上記以外の学校(たとえば各種学校)の新規卒業者等は、ここでいう「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない。

(2) 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員として就職しようとする新規学校卒業者及びその他の法令により特別の採用方法が定められている職業(たとえば国家公務員、地方公務員、自衛隊員等)に就職しようとする新規学校卒業者は、ここでいう、「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない(職業安定法第62条、同第31条の2)。

ただし、上記に就職しようとする新規学校卒業者であっても、選職にいたるまでの間における職業指導の過程においては、当然その対象範囲に含まれるものであり、また、結果的に上記に就職することになった者であっても、他の職業につく可能性が皆無となるまでは、対象範囲に含まれる。

3 職業安定法の規定に基づく新規学校卒業者の取扱方法

新規学校卒業者の職業紹介の取扱いとしては、職業安定法の規定により次の方法がある。

(1) 職業安定機関が行う場合

イ 職業安定法第25条の2の規定に基づき公共職業安定所(以下「安定所」という。)が行う方法
安定所が職業紹介を行うもので、新規学校卒業者の職業紹介の取扱いの原則である。

ロ 職業安定法第 25 条の 3 の規定に基づき学校の長が安定所の業務の一部を分担して行う方法
安定所が学校にその業務の一部を分担させ、それに基づき学校が職業紹介を行うものであって、分担する業務の範囲は限定されている。

(2) 職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う場合学校が自らの事業として、職業紹介を行うものであり、この職業紹介については、職業安定機関の監督指導を受ける。

以下、各章において述べる内容は、職業安定法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定に基づいて職業安定機関が新規学校卒業者の職業紹介を行う場合並びに第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う無料の職業紹介事業に対し、職業安定機関が必要に応じ協力する場合における業務の運営に関するものである。

第 5 節 求人秩序の確立に関する基本的事項

1 基本方針

最近における新規学校卒業者の需給関係は、著しくひっ迫し、求人者の充足は極めて困難となっているが、このような労働力需給事業を背景として、一部では、求人者の求人活動が無秩序に行われているが、このことは、学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。

(1) 家庭訪問の禁止

求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

(2) 利益供与の禁止

求人者又はその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その他の関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことにより、新規学校卒業者の求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

(3) 学校訪問についての指導

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動としての学校訪問については、中学校にあっては職業指導上必要と認められる場合以外はこれを規制する方針を進めるとともに、高等学校についても、地域、学校の実情により必要に応じてこれを指導するものとし、具体的には都道府県段階で関係各機関と協議のうえ、その内容を決定するものとする（43 頁、第 2 章第 11 節、58 頁、第 3 章第 11 節参照）。

(4) 駐在員に対する指導

安定所は、企業が配置する現地労務担当者（駐在員）に対して、その活動が適正に行われるよう指導するものとする（45 頁、第 2 章第 11 節参照）。

(5) 文書募集に対する指導

求人者が新規中学校、高校卒業者を対象として、新聞広告等による文書募集を行うことについては、新規学校卒業者が、職業生活に対する知識、職業選択に対する判断力等に乏しいため、職業につくにあたっては特別の指導を加える必要があることから、年間を通じてこれを行わないよう求人者に対して強力に指導するものとする。

なお、文書募集における新規学卒としての取扱いは、当該卒業年の 3 月末日までとする。

2 求人者に対する指導

職業安定機関は、学校と協力し、前記 1 の基本方針により、求人者に対し、あらゆる機会を通じてその周知と徹底を図るよう強く指導するものとする。

3 就職希望者及び保護者に対する啓蒙指導

職業安定機関は、学校の協力を得て、職業相談、父兄会その他の機会を利用し、職業選択の意義、求人者の不正求人活動の形態とその弊害及び不正求人活動が行われた場合における学校又は安定所への通報等について広く啓蒙指導を行い適正な職業紹介の推進に協力を求めるものとする。

4 求人秩序を乱す行為に対する措置

- (1) 安定所は、常時管内学校との連けいを保ち、求人活動の状況及び不正な求人活動の実態についての情報の入手に務めるものとする。
- (2) 安定所は、不正な求人活動をは握したときは、これを行った求人者の名称、不正な求人活動の概要等を、様式11により求人者管轄安定所に通報するものとする。
- (3) 前記(2)の通報を受けた安定所は、直ちに求人者に対し、改善のための指導を行うものとする。
- (4) 学校管轄安定所は、不正求人活動を行った求人者に対して、不正求人活動の内容、従前の求人活動の状況等に応じ、(5)の措置基準により次の措置をとるものとする。

イ 注意

安定所は、不正求人活動を行った求人者に対し、その行為が求人秩序を乱すものであることを説明するとともに、求人秩序の確立を図るため、かかる行為を是正するよう注意する。

ロ 厳重注意

安定所は、不正求人活動を行った求人者に対し、始末書（様式適宜）の提出を求めるとともに、再度不正求人活動を行った場合は、紹介停止の措置を講ずる旨を警告する。

ハ 紹介停止

安定所は、きわめて悪質な不正求人活動を行った求人者に対しては、当該年度の新規中学校、高等学校卒業者の職業紹介を停止する。

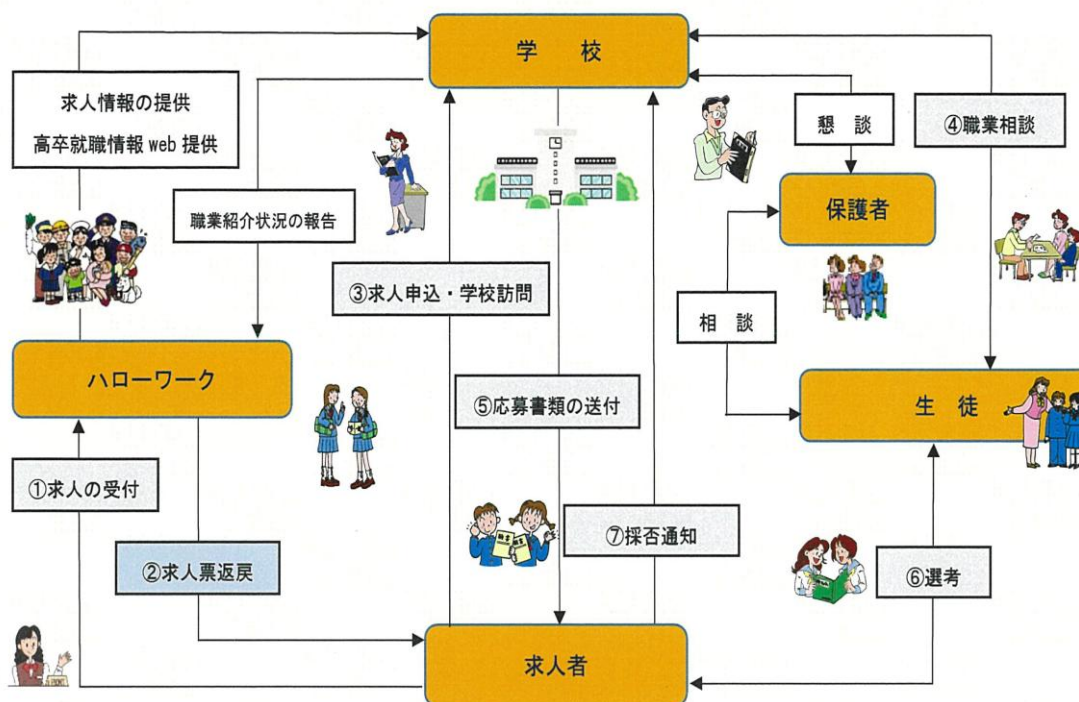
ただし、当該年度において紹介停止を行うことができない事情がある場合は、翌年度に紹介停止を行うものとする。

安定所は紹介停止の措置を講ずる事情が発生したとき、又は不正求人活動の内容が(5)の措置基準では判断できない場合は、都道府県職業安定主務課と協議するものとする。

なお、紹介停止を行った場合は、都道府県は本省及び関係都道府県を通じて求人者管轄安定所に、直ちにその状況を前記様式11により報告及び通報するものとする。

- (5) 不正求人活動を行った求人者に対する措置については、別途定める基準によるものとする。

高校職業紹介業務のフローチャート（高校）



高等学校が行う職業紹介業務は、職業安定法第 33 条の 2 により無料職業紹介事業の届出を行っている一部の高等学校を除き、同法第 27 条によりハローワークとの協議によりハローワークの業務の一部を分担し、学校長が次の業務を行うことができます。

- 1 求人者の申込みを受理すること
- 2 生徒の求職申込みを受理すること
- 3 生徒を求人者に紹介すること
- 4 職業指導を行うこと
- 5 就職後の指導を行うこと
- 6 公共職業能力開発施設への入所のあっせんを行うこと

(注～ハローワークの確認印のない求人は受理できませんので、求人者が直接学校に求人申込のため来校した場合は、必ずハローワークで確認を受けるよう指導してください。)

また、中退する生徒や未就職のまま卒業する生徒に対しては、ハローワークで配付している「離学者のためのハンドバック」を当該生徒に配付の上、必要となる支援を受けることのできる窓口へ誘導してください。

なお、中退者や既卒者から仕事に関する相談を受けた場合は、ハローワークへ誘導の上、ハローワークと連携して再就職に必要な支援を行ってください。

【参考：新規学校卒業者の職業指導マニュアル 2017（厚生労働省・北海道労働局・ハローワーク）】

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

文部科学省告示第百六十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月十一日

文部科学大臣 中山 成彬

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

第一 趣旨

この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に定める事項に関し、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

なお、学校における生徒等に関する個人情報については、本指針によるほか、地方公共団体等が講ずる措置に留意するものとする。

第二 用語の定義

法第二条に定めるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業者 法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者であって、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）を設置する者をいう（第四に規定する場合を除く。）。

二 生徒等 次の各号に掲げる者をいう。

（一）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けている者

（二）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けようとする者

（三）過去において、前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けた者及び受けようとした者

第三 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一 法第十五条に規定する利用目的の特定に関する事項

事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること。

二 法第十六条及び法第二十三条第一項に規定する本人の同意に関する事項

事業者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいこと。